



地震被災による避難所生活期間の短縮につながる協定を結びました

習志野市における地震災害発生に備え、市は以下に記載した2団体と「地震災害発生時における応急対策活動に関する協定」を締結しました。

市内の建築物に関し応急対策活動の体制が強化されることで、応急危険度判定が迅速に実施されることに繋がります。これにより、早期に自宅の安全が確認でき、被災者が避難所で生活する期間の短縮が期待されます。

1. 協定の名称

地震災害発生時における応急対策活動に関する協定書

2. 協定締結先

公益社団法人 千葉県建築士事務所協会 習志野支部

一般社団法人 千葉県建築士会 習志野支部



判定された建築物に貼付する
判定ステッカー

3. 協定の内容

市が協定締結先に協力を要請する応急対策活動は、以下のとおりです。

- ①被災建築物応急危険度判定士の派遣
- ②緊急に判定の必要のある建築物の被災建築物応急危険度判定
- ③判定結果に対する相談窓口の設置等、必要な応急対策活動

4. 協定締結の経緯

今般、平成28年熊本地震、鳥取県中部を震源とする地震など、大きな地震が頻繁に発生しております。また、市では南海トラフ巨大地震、首都直下型地震発生により被災する可能性が示されております。

市は、本協定を締結する以前より、締結先である2団体から被災建築物応急危険度判定に関する協力について既に承諾を得ておりました。しかしながら、近年のこのような状況を踏まえ、市内の建築物に関し判定業務を含めた応急対策活動全般について協力を得て、より迅速かつ円滑に市民の安全確保を図ることが必要であるという認識を市と協定締結先が共有したことから、改めて本協定の締結に至りました。

5. 協定締結日 平成28年12月19日

問合せ： 都市環境部 建築指導課 担当者 横山・磯野

電話番号 047-453-9231



習志野市ご当地キャラ

ナラシド♪